資料２

防災力向上に向けての新たな施策の方向性（案）

|  |
| --- |
| １　女性たちも地域防災の主体になる（エンパワーメント） |

〇女性も地域防災の主体（「守る」側）になることができる方策を講じる。

〇災害現場だけでなく、意思決定過程においても男女共同参画を推進する。

〇女性の参画を突破口にし、要配慮者の地域防災への参画につなげる。

（具体案）

①防災会議・自治会等運営への女性参加を推進する。

②防災会議における女性力専門部会の設置について検討する。

③女性が参加しやすく、リーダーシップを発揮しやすく、（性別による）役割の固定化を招きにくい実践的な防災訓練プログラムを構築する。

④③のプログラムを通じ、女性の災害への対応力を向上させるとともに、身近な女性リーダー（キーパーソン）を養成する。

⑤防災研修等に男女共同参画の項目を取り入れ、男性と女性の意識を変える。

|  |
| --- |
| ２　地域コミュニティの特性を考慮し、将来を見据える。 |

〇地域コミュニティの現状（人口減少、少子高齢化、コミュニティの希薄化等）および近い将来を見据えた上で施策を講じる。（「あるべき論」で施策を考えない。）

例　過疎地域、都市部のマンション、郊外の新興住宅地

高齢者世帯が多い地域、子育て世代が多い地域

つながりが強固な地域、そうでもない地域

昼夜間人口比が大きい地域、そうでもない地域　等

（具体案）

①自治会等に対し、全住民が参加でき、地域性に合った防災イベントの企画を促す。

②自治会等に対し、参加者が楽しめる防災イベントの企画（防災キャンプ、防災運動会等）を促す。

③自治会等に対し、実行性ある防災訓練にするため、様々な立場の人（例：女性グループ、子ども会、障害者、支援者（福祉委員、民生委員等））が参加する内容に見直すよう促す。

④実際の災害を想定した避難所での実動訓練を行い、危機意識および防災意識を地域全体で高める。

⑤複数の自治会が協力して広域の防災活動に取り組むよう促す。

⑥自治会未加入者に対し、被災時に助け合える利点を訴え、自治会への加入を促す。

⑦県内で実施されている防災活動の優良事例を共有する。

⑧男性だけで取り組む防災活動と、女性や障害者等が参画する防災活動と結ぶ防災訓練ネットワークを構築する。（お互いの活動内容を知ることで、男性だけで取り組む防災活動に足りない点に気付くようになる。）

⑨災害対応のため出動・出勤する人の家族（子ども、高齢者等の要配慮者）が集まり、安心して過ごせる場所を設置する。（それによって避難行動要支援者も避難所に行くことへの抵抗感が弱まることが期待できる。）

|  |
| --- |
| ３　誰も取り残さない防災を目指す。 |

〇要配慮者に対し、防災上必要となる合理的な配慮を提供する。

（具体案）

①要配慮者の声を聴き、その声を発信することで、だれもが安心・安全な避難所づくりについて共感する取り組みを行う。

②要配慮者本人およびその家族の防災活動への参加を進めるため、当事者団体間でネットワーク構築を促すとともに（当該ネットワークからの働きかけによる）要配慮者本人・家族の防災活動への参加を促す。

③避難所運営において要配慮者に合理的な配慮を提供するよう促す。（要配慮者が不必要に支障を感じない運営、プライバシー確保、性被害・性暴力・DV対策）

④自宅避難者（車中泊、親戚友人宅避難等含む）にも支援が行き届く仕組みを検討・構築する。

⑤災害関連死を防ぐための仕組みを検討・構築する。

⑥避難を躊躇させる原因（物理的または心理的ハードル）を分析した上で、ワークショップを開催し、みんなが避難しやすくなる方策を検討、できることから順次実行する。

⑦要配慮者およびその家族の速やかな生活再建を実現するため、次に掲げる方策を講じる。

ａ　手続について解説するボランティアを育成する、または手続の際にはやさしい日本語を用いる。

ｂ　避難所の一角等に、臨時の託児所や託老所を設置する。

ｃ　生活再建支援の諸制度を検証の上、必要であれば行政による女性対象の救済制度・助成制度を創設する。

|  |
| --- |
| ４　習得した防災知識を実践につなげる。 |

〇習得した防災知識を実践しない理由や、女性たちの防災活動への参画が進まない原因を分析し、柔軟な発想で解決策を講じる。

〇現場で実践することにより得られた防災知識の活用方策を講じる。

（具体案）

①防災意識は高いものの、何らかの事情により実践にまで至らない個人を対象に、同じ境遇にある者同士でネットワーク構築を促す。（例：未就園児の母親層による防災ネットワーク作り）

②自治会等に対し、全住民が参加でき、地域性に合った防災イベントの企画を促す。（再掲）

③自治会等に対し、参加者が楽しめる防災イベントの企画（防災キャンプ、防災運動会等）を促す。（再掲）

④自治会等に対し、実行性ある防災訓練にするため、様々な立場の人（例：女性グループ、子ども会、障害者、福祉委員、民生委員）が参加する内容に見直すよう促す。（再掲）

⑤実際の災害を想定した避難所での実働訓練を行い、危機意識および防災意識を地域全体で高める。（再掲）

⑥県内で実施されている防災活動の優良事例を共有する。（再掲）

|  |
| --- |
| ５　担い手のを広げる。 |

〇一部の人間（消防団員、防災士等）だけが頑張るのではなく、みんなが当事者意識を持つ（持てる）方策を講じる。

（具体案）

①防災意識は高いものの、何らかの事情により実践にまで至らない個人を対象に、同じ境遇にある者同士でネットワーク構築を促す。（再掲）

②「自らの命は自らが守る」という意識の醸成のため、平時は地域の防災・減災活動が楽しくなるよう支援し、災害時は被災者に寄り添った支援活動を行う体制を構築する。

③自治会等に対し、全住民が参加でき、地域性に合った防災イベントの企画を促す。（再掲）

④自治会等に対し、参加者が楽しめる防災イベントの企画（防災キャンプ、防災運動会等）を促す。（再掲）

⑤自治会等に対し、実行性ある防災訓練にするため、様々な立場の人（例：女性グループ、子ども会、障害者、支援者（福祉委員、民生委員等））が参加する内容に見直すよう促す。（再掲）

⑥実際の災害を想定した避難所での実働訓練を行い、危機意識および防災意識を地域全体で高める。（再掲）

⑦年齢層、ライフスタイル、地域性に応じた、防災リテラシー（注）を高める持続可能な仕組みを構築する。

|  |
| --- |
| （注）防災リテラシー　災害についての情報を適切に処理する能力。「脅威の理解」「備え」「とっさの行動」の３要素で構成される。防災リテラシーが十分にない場合、避難勧告や避難指示といった災害に対する予報や、災害発生に対して、正しい判断を行い、適切な対応を取ることができない。（出典：DRI調査研究レポートVOL.41　p.49） |

⑧地域内に存在する事業所・団体の協力を得て、地域防災にあたる仕組みを検討・構築する。

⑨要配慮者およびその家族の速やかな生活再建を実現するため、次に掲げる方策を講じる。（再掲）

ａ　手続について解説するボランティアを育成する、または手続の際にはやさしい日本語を用いる。

|  |
| --- |
| ６　防災対策は、災害発生前から発生後までのトータルで考える。 |

〇防災対策は、災害発生前から発生後までのトータルで考える。

〇防災を日常活動に取り入れる方向だけでなく、日常活動から防災につなげる方向についても考える。

（具体案）

①年齢層、ライフスタイル、地域性に応じた、防災リテラシーを高める持続可能な仕組みを構築する。（再掲）

②要配慮者の声を聴き、その声を発信することで、だれもが安心・安全な避難所づくりについて共感する取り組みを行う。（再掲）

③要配慮者本人およびその家族の防災活動への参加を進めるため、当事者団体間でネットワーク構築を促すとともに、（当該ネットワークからの働きかけによる）要配慮者本人・家族の防災活動への参加を促す。（再掲）

④避難所運営において要配慮者に合理的な配慮を提供するよう促す。（要配慮者が不必要に支障を感じない運営、プライバシー確保、性被害・性暴力・DV対策）（再掲）

⑤自宅避難者（車中泊、親戚友人宅避難等含む）にも支援が行き届く仕組みを検討・構築する。（再掲）

⑥災害関連死を防ぐための仕組みを検討・構築する。（再掲）

⑦自治会未加入者に対し、被災時に助け合える利点を訴え、自治会への加入を促す。（再掲）

⑧災害対応のため出動・出勤する人の家族（子ども、高齢者等の要配慮者）が集まり、安心して過ごせる場所を設置する。（それによって避難行動要支援者も避難所に行くことへの抵抗感が弱まることが期待できる。）

⑨要配慮者およびその家族の速やかな生活再建を実現するため、次に掲げる方策を講じる。（再掲）

ａ　手続について解説するボランティアを育成する、または手続の際にはやさしい日本語を用いる。

ｂ　避難所の一角等に、臨時の託児所や託老所を設置する。

ｃ　生活再建支援の諸制度を検証の上、必要であれば行政による女性対象の救済制度・助成制度を創設する。